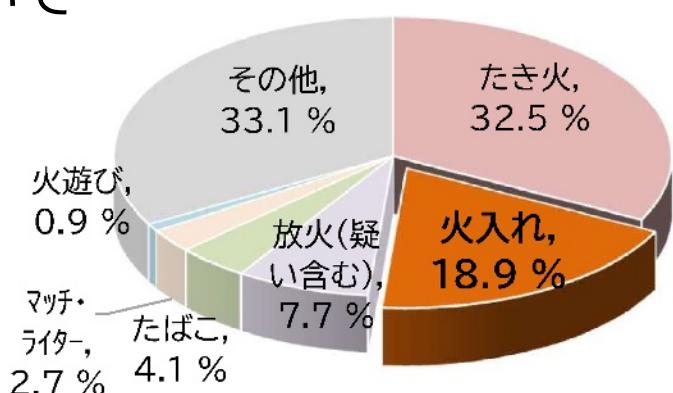


「火入れ」の実施には許可が必要です！

火入れ^{※1}は、林野火災において2番目に多い出火原因です。

※1 火入れとは、土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物を面的に焼却する行為。

林野火災の出火原因
(R2～R6の平均)



- 森林又は森林の周囲 1 kmの範囲内の土地での火入れについては、事前に市町の許可が必要です。
- 火入れは、①造林のための地ごしらえ、②開墾準備、③害虫駆除、④焼畑、⑤採草地の改良を目的とする場合に限り、許可されます。

このほか、火入れ従事者の配置、防火帯の設置、緊急連絡体制の整備等火入れの実施にあたっては、市町長の指示に従う必要があります。

火入れを行おうとする際は、市町の林務担当にご相談ください^{※2}。

※2 火入れに関する手続き等は市町の条例等で定められています。



山火事注意